

特集

(全7回)

新たな地域社会の創造に向けて 市 町 村 合 併

第6回

◆合併特例債等の試算◆

1. 合併特例債 計：約474.6億円（事業費ベース）

(1) 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

1. 標準全体事業費 約434.6億円
(合併から10か年度間の事業の合算額)
2. 借入限度額 約412.9億円
(標準全体事業費の95%)
3. 普通交付税算入率 約289.0億円
(借入限度額の70%)

標準全体事業費算式

$$180\text{億円} \times (\text{合併後人口} \div 10\text{万人} \times a + b) \times (\text{増加人数} \div 1\text{万人} \times c + d) \times e$$

合併後人口…88,805 増加人口…39,922

aの数値…0.714 bの数値…0.286

cの数値…0.167 dの数値…0.833

eの数値…1.75 (2-2÷合併関係市町村数)

(2) 合併市町村振興のための基盤造成に対する財政措置

※40億円以下の場合はおよその額

標準基金規模の上限 40億円

この95%に合併特例債充当可。さらに、その70%を交付税算入

※標準基金規模 32億円

標準基金規模の上限の日安 48億円

標準基金規模算式

$$3\text{億円} \times \text{合併関係市町村数} + 1\text{万円} \times \text{増加人口} + 5\text{千円} \times \text{合併後市町村人口}$$

標準基金規模の上限の日安 標準基金規模×1.5

※基金規模は億円単位で四捨五入するものとし、かつ、標準基金規模は40億円を上限とする。

2. 合併直後の臨時的経費にかかる財政措置

※30億円以下の場合はおよその額

13.6億円 (5年間合計額：通常の普通交付税に上乘せ)

※算式による金額 13.601億円

次の算式により算出される額を5年間で均等に措置。

$$(1\text{億円} + 5\text{千円} \times \text{合併後市町村人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) \div 4)$$

※人口規模が政令指定都市程度となる30億円以上とする。

<参考>

合併関係市町村名	人口(人)	合計(人)
むつ市	48,883	88,805
大間町	6,606	
大畑町	9,874	
川内町	6,193	
東通村	8,045	
風間浦村	3,012	
佐井村	3,173	
臨野沢村	3,019	

※人口：国勢調査人口（平成7年10月1日現在）

◆合併特例債等の試算◆

1. 合併特例債 計：約83.7億円（事業費ベース）

(1) 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

1. 標準全体事業費 約68.7億円
(合併から10か年度間の事業の合算額)
2. 借入限度額 約65.3億円
(標準全体事業費の95%)
3. 普通交付税算入率 約45.7億円
(借入限度額の70%)

標準全体事業費算式

$$180\text{億円} \times (\text{合併後人口} \div 10\text{万人} \times a + b) \times (\text{増加人数} \div 1\text{万人} \times c + d) \times e$$

合併後人口…12,791 増加人口…6,185

aの数値…1 bの数値…0.2

cの数値…0.333 dの数値…0.667

eの数値…1.333 (2-2÷合併関係市町村数)

(2) 合併市町村振興のための基盤造成に対する財政措置

※40億円以下の場合はおよその額

標準基金規模の上限 15億円

この95%に合併特例債充当可。さらに、その70%を交付税算入

※標準基金規模 10億円

標準基金規模の上限の日安 15億円

標準基金規模算式

$$3\text{億円} \times \text{合併関係市町村数} + 1\text{万円} \times \text{増加人口} + 5\text{千円} \times \text{合併後市町村人口}$$

標準基金規模の上限の日安 標準基金規模×1.5

※基金規模は億円単位で四捨五入するものとし、かつ、標準基金規模は40億円を上限とする。

2. 合併直後の臨時的経費にかかる財政措置

※30億円以下の場合はおよその額

2億円 (5年間合計額：通常の普通交付税に上乘せ)

※算式による金額2.049億円

次の算式により算出される額を5年間で均等に措置。

$$(1\text{億円} + 5\text{千円} \times \text{合併後市町村人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) \div 4)$$

※人口規模が政令指定都市程度となる30億円以上とする。

<参考>

合併関係市町村名	人口(人)	合計(人)
大間町	6,606	12,791
風間浦村	3,012	
佐井村	3,173	

※人口：国勢調査人口（平成7年10月1日現在）